

兵庫県公報

平成29年 1月27日 金曜日 第 2869 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業の換地処分（農地整備課）	1
○ 市営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（同）	1
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 平成21年兵庫県告示第466号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成21年兵庫県告示第679号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	5
○ 都市公園の区域変更（公園緑地課）	5
公 告	
○ 広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ（広報課）	5
○ 特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定（県民生活課）	7
教育委員会告示	
○ 公立小学校及び中学校教職員の採用等に関する要綱（昭和39年兵庫県教育委員会告示第3号）の一部改正	7
○ 公立学校教員等採用候補者名簿に関する要項（昭和39年兵庫県教育委員会告示第4号）の一部改正	8
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	8
正 誤	
○ 平成19年7月10日付け兵庫県公報第1891号中	10
○ 平成21年6月2日付け兵庫県公報第2086号中	10

告 示

兵庫県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成29年1月13日県営土地改良事業（農地整備事業）万勝寺脇本地区の換地処分をした。

平成29年1月27日

兵庫県知事 井戸敏三



兵庫県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成29年1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
淡路市	江井大石地区	平成29年 1月27日から 同 年 2月16日まで	淡路市役所



兵庫県告示第52号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
川西市火打1丁目86番1、86番3、93番1、94番2の各一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第53号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成29年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域
平成28年兵庫県告示第270号により指定した区域（川西市東久代2丁目284番1の一部）の全部
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第54号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成27年6月11日から同年7月31日まで
- (3) 作業地域
尼崎市尾浜町1丁目地区
- 2 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成28年2月29日から同年4月20日まで
- (3) 作業地域
尼崎市金楽寺町2丁目地内
- 3 (1) 作業種類
公共測量（1級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成28年2月29日から同年4月20日まで

- (3) 作業地域
尼崎市東園田町4丁目地区



兵庫県告示第55号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点新設）
- (2) 作業期間
平成28年9月7日から平成29年1月12日まで
- (3) 作業地域
西宮市両度町
- 2 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点測量（再設））
- (2) 作業期間
平成28年10月26日から平成29年1月12日まで
- (3) 作業地域
西宮市高松町地内
- 3 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点測量（再設））
- (2) 作業期間
平成28年10月26日から平成29年1月12日まで
- (3) 作業地域
西宮市甲子園口北町地内



兵庫県告示第56号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
緑 町	神 戸 市	北 区	緑 町 三 丁 目		2番17から2番19までの各一部、2番23の一部、2番42の一部、2番78の一部
			山 田 町 原 野	福 田 ヶ 辻	4番14の一部、4番17の一部、4番18



兵庫県告示第57号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
檜 川 (2)	神 戸 市	長 田 区	檜 川 町 三 丁 目		33番の一部、35番の一部、33番から35番に至る地先の道路敷の一部



兵庫県告示第58号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、淡路県民局洲本土木事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
高 尾	淡 路 市		岩 屋	高 尾	457番1の一部、457番2の一部、457番3、457番7の一部、458番、459番の一部、460番1の一部、460番2の一部、461番、461番1、462番の一部、3126番1の一部、3126番2の一部、3126番4の一部、3126番5、458番地先の無番地、457番1から459番に至る地先の道路敷の一部



兵庫県告示第59号

平成21年兵庫県告示第466号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び加西市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 下若井 I（121000062）の項中下若井 I を下若井(1) I に改め、別図94を改める。
- 上若井(1) I（121000070）の項中上若井(1) I を下若井(2) I に改め、別図102を改める。
- 上若井(2) I（121000071）の項中上若井(2) I を下若井(3) I に改め、別図103を改める。
- 下若井 II（121000089）の項中下若井 II を下若井 A II に改め、別図121を改める。
- 上若井 I II（121000098）の項中上若井 I II を下若井 B II に改め、別図130を改める。
- 上若井 J II（121000099）の項中上若井 J II を下若井 C II に改め、別図131を改める。



兵庫県告示第60号

平成21年兵庫県告示第679号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 下竹田森(1) II（124060010）の項中下竹田森(1) II を下竹田表(1) II に改め、別図10を改める。

大杉(3)Ⅰ(124060018)の項中大杉(3)Ⅰを徳尾谷上(3)Ⅰに改め、別図18を改める。
 徳尾谷上Ⅱ(124060023)の項中徳尾谷上Ⅱを下鴨坂Ⅱに改め、別図23を改める。
 大杉(2)Ⅲ(124060028)の項中大杉(2)Ⅲを徳尾谷上(2)Ⅲに改め、別図28を改める。
 戸坂(2)Ⅲ(124060061)の項中戸坂(2)Ⅲを戸坂(2)Ⅱに改め、別図61を改める。
 酒梨西安Ⅱ(124060064)の項中酒梨西安Ⅱを与戸Ⅱに改め、別図64を改める。
 乙河内(6)Ⅲ(124060065)の項中乙河内(6)Ⅲを与戸(1)Ⅲに改め、別図65を改める。
 酒梨西安Ⅲ(124060066)の項中酒梨西安Ⅲを与戸(2)Ⅲに改め、別図66を改める。
 喜多Ⅰ(124060076)の項中喜多Ⅰを端Ⅰに改め、別図76を改める。
 喜多Ⅱ(124060077)の項中喜多Ⅱを端Ⅱに改め、別図77を改める。



兵庫県告示第61号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、たつの市正條中農住組合から換地処分完了の届出があった。

平成29年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日

事業の名称 たつの市正條中農住土地区画整理事業

事務所の所在地 たつの市揖西町小神1044番地の1

施行認可の年月日 平成26年 3月14日



兵庫県告示第62号

兵庫県立都市公園条例(昭和39年兵庫県条例第53号)第2条の規定により、次のとおり都市公園の区域を変更する。

平成29年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称

兵庫県立三木総合防災公園

2 所在地

三木市志染町御坂、三津田及び窟屋

3 区域

次の図に示す区域

(「次の図」は省略し、その図面を兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課及び北播磨県民局加東土木事務所)に備え置いて縦覧に供する。)

4 区域変更の期日

平成29年 1月27日

公 告

広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ

平成29年度における広報デザイン室業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成29年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 趣旨

兵庫県(以下「県」という。)及び県関係団体が発行する広報刊行物、ホームページデザインの質的な向上を図る「広報デザイン室」の業務を委託するため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ

(2) 方法

広報刊行物の紙面構成に対する提案及びホームページのデザイン構成に対する提案並びに業務の実施体制に関する提案を求める。

(3) 提案の対象

- ア 広報刊行物の原稿・レイアウト案に対する修正案
(別途修正する広報刊行物を配布する。)
- イ ホームページのデザイン案に対する修正案
(別途修正するホームページデザイン案を配布する。)
- ウ 業務の実施体制に関する企画案

(4) 主催者及び事務局

- ア 主催者
県
- イ 事務局
兵庫県企画県民部広報課企画調整班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁第2号館4階)
電話 (078) 362-3018 (直通) F A X (078) 362-3903
E-mail :kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる各号の全てに該当する者とする。

- (1) 広報刊行物の編集企画及び制作に当たり、媒体の選定、文章表現、紙(誌)面の構成、レイアウトの作成、写真及びイラストの選定・配置等にわたって質の高い紙面づくりができること。
- (2) 広報刊行物を制作し、発行しようとする県及び県関係団体の職員に対して、質の高い紙面づくりを分かりやすく指導助言ができること。
- (3) 県ホームページの作成に当たり、見出し、文章表現、配色及びレイアウト等の指導助言ができること。
- (4) 県政や県内の地域事情について一定の知識を有すること。
- (5) 上記(1)から(4)までにに関する知識と技能を有する者を、兵庫県企画県民部広報課長(以下「広報課長」という。)が指定する場所及び日時に常時2名以上派遣できること。
- (6) 指導助言の内容を、広報課長に毎月、文書により報告できること。
- (7) 業務の内容について守秘義務を遵守できること。
- (8) その他広報課長の指示に柔軟に対応できること。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

- ア 配布方法
平成29年度広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ募集要項(以下、「募集要項」という。)は、事務局において配布する。
- イ 配布期間
平成29年1月27日(金)から同年2月3日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 応募函書の受付

- ア 受付方法
事務局に持参すること。
- イ 受付期間
平成29年2月6日(月)から同月15日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

5 募集要項の内容に関する質疑及び回答の手続

(1) 質疑

- ア 質疑の方法
所定の質疑応答用紙(様式1)により、事務局に郵送、電子メール、F A X又は持参すること。
- イ 質疑受付期間
平成29年1月27日(金)から同年2月3日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)(必着)

(2) 回答

平成29年2月7日(火)までに質疑者に電子メールまたはFAXで回答する。

6 応募図書等

(1) 応募図書

ア 応募申込書(様式2)

イ 法人概要

ウ 修正案の作品(各8部。そのうち7部はカラーコピーも可。)

エ 修正案の説明書

オ 業務実施体制の企画案

カ 受託予定業務に係る見積書

審査の必要上、後日、追加の資料を要求することがある。

(2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(3) 応募図書の提出後の取扱い

ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。

イ 応募図書は、返却しない。

7 応募に要する費用

応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

8 当選者の決定及び発表の方法

(1) 審査及び選考方法

提案内容の審査及び当選者の選考に当たる審査委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選定し、それに基づき、県は当選者を決定する。

なお、場合によっては、上位候補者に対し、説明を求めることがある。

(2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数、応募者及び当選者の名称を文書で通知する。

9 当選者の当選後の取扱い

所定の手続を経た後、当選者に平成29年度における広報デザイン室業務を委託する。

10 その他の応募条件等

募集要項による。



特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第44条第1項に基づく認定を行ったので、次のとおり公示する。

平成29年1月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称 特定非営利活動法人あけび

(2) 代表者の氏名 白石武夫

(3) 主たる事務所の所在地 姫路市北条宮の町215番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、神経難病等難病患者、要介護者、障害者に対して、住みなれた地域で家族及び地域の人たちと暮らしたいとの願いや社会参加を支援し、社会及び地域福祉に寄与することを目的とする。

2 当該認定の有効期間 平成29年1月13日から平成34年1月12日まで

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第1号

公立小学校及び中学校教職員の採用等に関する要綱(昭和39年兵庫県教育委員会告示第3号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年 1月27日

兵庫県教育委員会
教育長 高 井 芳 朗

- 第 1 項中「第13条第 1 項」を「第11条」に改め、「神戸市を除く。」を削る。
- 第 2 項第 2 号中「行なう」を「行う」に改める。
- 第 3 項第 1 号中「教職員中」の右に「、」を加え、同項第 3 号中「市町村」を「市町組合」に、「より」を「から」に改める。
- 第 4 項中「転補」を「転任」に、「行なう」を「行う」に、「市町村」を「市町組合」に、「まつて」を「まつて」に改める。
- 第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とする。



兵庫県教育委員会告示第 2 号

公立学校教員等採用候補者名簿に関する要項（昭和39年兵庫県教育委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正し、平成29年 4 月 1 日から施行する。

平成29年 1月27日

兵庫県教育委員会
教育長 高 井 芳 朗

- 本則（第 3 項を除く。）中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。
- 第 1 項中「神戸市及び」を削る。
- 第 2 項第 1 号中「（別記様式）」を削り、同項第 2 号イ中「公立」を「市町組合立」に改め、「小、中」の右に「、特別支援」を加え、同項第 3 号エ中「特殊学校」を「特別支援学校」に、「寮母」を「寄宿舎指導員」に改め、同項第 4 号及び第 5 号を削る。
- 第 3 項第 1 号中「行なつた」を「行った」に改め、「別記様式。」を削り、同項第 2 号を削る。
- 第 4 項の見出し中「及び復活」を削り、同項第 1 号ア中「採用された場合」の右に「（臨時的に任用される場合及び任期を定めた採用により任用される場合を除く。）」を加え、同項第 2 号を削る。
- 第 5 項第 2 号中「小、中」の右に「、特別支援」を加え、同項第 3 号中「、復活並びに」を「及び」に改める。
- 第 7 項第 2 号中「及び成績証明書」を削る。
- 第 8 項第 1 号中「、復活並びに」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「、復活並びに」を「及び」に改める。
- 別記様式を削る。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第28号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第 2 条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年 1月27日

兵庫県公安委員会
委員長 辰 馬 章 夫

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分
 - 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）
 - (2) 実施日
 - ア 新規取得講習
 - 平成29年 3 月 6 日（月）から同月13日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の 6 日間
 - イ 追加取得講習
 - 平成29年 3 月 9 日（木）から同月13日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の 3 日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番12号 三宮ビル東館 8 階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、3月13日(月)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成29年2月6日(月)から同月17日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(7) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

- (e) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- (f) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習を受講しようとする者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
 - イ 指導教育責任者資格者証等の写し
 - ウ 次に掲げるいずれかの書面
 - (7) 前記3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - (4) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
 - (9) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (2) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
 - (7) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- 7 受講手数料
新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。
- 8 受講日の携行品
筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）
- 9 その他
 - (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
 - (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
 - (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
 - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
 - (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。
- 10 講習委託先
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会
- 11 問合せ先
 - (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046
 - (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166

正 誤

○平成19年7月10日付け（兵庫県公報第1891号）
兵庫県告示第779号（土砂災害警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
14	上から26	洲本市安乎町北谷（別図119のとおり）	洲本市安乎町中田（別図119のとおり）



○平成21年6月2日付け（兵庫県公報第2086号）
兵庫県告示第679号（土砂災害警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
8	下から39	丹波市市島町上垣 (別図54のとおり)	丹波市市島町市島 (別図54のとおり)
13	下から7	丹波市市島町戸坂 (別図172のとおり)	丹波市市島町与戸 (別図172のとおり)